

2017年度3月期における高齢勧奨退職の実施

1 内容

日本郵便株式会社における経営効率化を図るため、高齢勧奨退職を実施する。

2 選考対象者

実施日現在、満50歳以上の管理社員及び一般社員のうち、その退職を適当と認められる正社員。

3 退職者の承認

勧奨退職の承認については、別途選考の上決定するものであることから、退職を希望した社員の希望が必ずしも承認されるものではない。

4 実施日

2018年3月31日(土)

5 周知・勧奨期間及び申出期限(予定)

2018年1月5日(金)～1月26日(金)までを周知・勧奨期間とし、申出期限は1月26日(金)までとする。

6 退職に伴う優遇措置

退職事由別・勤続期間別支給乗率は、「勧奨退職の支給乗率表」を適用する。

※ 退職手当の額は、次の算式のとおり。

退職手当の額＝退職日退職手当ポイント×退職事由別・勤続期間別支給乗率×
ポイント単価(100円)

※ 勧奨退職の支給乗率は、従来の勧奨退職手当と同様の調整ができるよう採用時
年齢及び退職時年齢別に設定している。

7 失業等給付の求職者給付(基本手当)の扱い

この「高齢勧奨退職」は、本人からの申し出・希望に基づく自己都合退職のため、離職理由による3か月間の給付制限を受ける場合がある。(なお、最終的な給付の有無は、各公共職業安定所の判断となる。)

8 注意事項

勧奨退職者は高齢再雇用社員の対象とはならない。ただし、退職前の勤続期間が25年以上あり、退職日から60歳到達年度末までの期間が5年以内の場合は、高齢契約社員(月給制社員)の採用対象者となり、この応募ができる。

9 その他

今回は2018年9月末に実施予定。